

○流山市特定疾病療養者見舞金支給規則

昭和52年4月1日

規則第7号

改正 昭和54年4月1日規則第7号

昭和60年4月1日規則第6号

昭和63年4月1日規則第10号

平成3年2月6日規則第3号

平成4年4月1日規則第2号

平成5年4月1日規則第5号

平成5年4月1日規則第13号

平成6年3月31日規則第10号

平成7年8月1日規則第24号

平成8年3月29日規則第4号

平成9年4月1日規則第9号

平成10年3月30日規則第13号

平成10年5月22日規則第28号

平成10年12月24日規則第39号

平成11年5月31日規則第30号

平成12年8月28日規則第42号

平成13年10月24日規則第51号

平成16年3月31日規則第15号

平成22年2月10日規則第6号

平成24年7月6日規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、療養者又はその保護者に対して見舞金を支給し、もって療養者又はその保護者の闘病若しくは労苦に報いることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定疾病 原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ経過が慢性にわたるもので、別表に定める疾病をいう。

(2) 療養者 特定疾病のため継続的に入院又は通院治療を受けている者をいう。

(3) 保護者 療養者の配偶者、親権者又は後見人その他の者で、現に療養者を監護又は扶養している者をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、見舞金を支給する年の1月1日現在において市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者（療養のため市外に居住する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する者に対し見舞金を支給する。

(1) 療養者（当該療養者に係る保護者が見舞金の支給の決定を受けているときは、当該療養者を除く。）

(2) 保護者（当該保護者に係る療養者又は療養者に係る他の保護者が見

舞金の支給の決定を受けているときは、当該保護者又は他の保護者を除く。）

(申請及び決定通知)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、流山市特定疾病療養者見舞金支給申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えてその旨を市長に申請しなければならない。

(1) 千葉県知事が定める千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年7月1日付け制定)に規定する特定疾患医療受給者票又は特定疾患登録者証の交付を受けている者 特定疾患医療受給者票又は特定疾患登録者証の写し

(2) 千葉県知事が定める千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和61年3月26日付け制定)に規定する千葉県小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている者 千葉県小児慢性特定疾患医療受給券の写し

(3) 前2号に掲げる以外の者 医師の診断書又はその疾病が確認できる書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、見舞金を支給するかどうかを決定し、流山市特定疾病療養者見舞金支給決定(申請却下)通知書(別記第2号様式)により当該申請に係る者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、見舞金を支給することに決定する場合は必要な条件を付することがある。

(支給額)

第5条 見舞金の額は、療養者1人につき年額40,000円とする。

(支給時期)

第6条 見舞金は、毎年3月に支給する。

(受給権者の義務)

第7条 療養者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、流山市特定疾病療養者見舞金受給資格等変更(喪失)届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 療養者でなくなったとき。

(3) 療養者が死亡したとき。

(4) その他申請事項に変更が生じたとき。

(現況確認)

第8条 市長は、見舞金の支給に係る療養者の状況を確認するため療養者又はその保護者に対し、療養者の診断書を提出させることがある。

(見舞金の返還)

第9条 市長は、療養者又はその保護者がこの規則の規定に違背し、又は虚偽その他不正な行為により見舞金の支給を受けた者であるときは、その者から既に支給した見舞金の全部又は一部の返還を命じ、又は見舞金の支給決定を取り消しすることがある。

(譲渡等の禁止)

第10条 見舞金の受給権は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年2月6日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成6年3月31日規則第10号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第13号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月22日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月24日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年5月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年8月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年10月24日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第15号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月10日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第35号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第2条関係）

対象年齢	病名
	(1) ベーチェット病
	(2) 重症筋無力症
	(3) 全身性エリテマトーデス
	(4) 多発性硬化症
	(5) 再生不良性貧血
	(6) スモン
	(7) サルコイドーシス
	(8) 難治性の肝炎
	(9) 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
	(10) 筋萎縮性側索硬化症
	(11) 悪性関節リウマチ
	(12) 結節性動脈周囲炎
	(13) 特発性血小板減少性紫斑病
	(14) 橋本病
	(15) アミロイドーシス
	(16) 潰瘍性大腸炎
	(17) ネフローゼ症候群
	(18) ハンチントン病
	(19) 大動脈炎症候群
	(20) ビュルガー病
	(21) 天疱瘡
	(22) 脊髄小脳変性症
	(23) クローン病
	(24) パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
	(25) モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
	(26) 後縦靱帯骨化症
	(27) ウェゲナー肉芽腫症
	(28) 特発性拡張型（うっ血型）心筋症
	(29) 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
	(30) 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
	(31) 膿疱性乾癬
	(32) 広範脊柱管狭窄症

	(33) 原発性胆汁性肝硬変
	(34) 重症急性膵炎
	(35) 特発性大腿骨頭壊死症
	(36) 混合性結合組織病
	(37) 原発性免疫不全症候群
	(38) 特発性間質性肺炎
	(39) 網膜色素変性症
	(40) 原発性肺高血圧症
	(41) 神経線維腫症
	(42) 亜急性硬化性全脳炎
	(43) バッド・キアリ (Budd—Chiari) 症候群
	(44) 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	(45) ファブリー (Fabry) 病
	(46) 副腎白質ジストロフィー
	(47) ライソゾーム病
	(48) プリオン病
	(49) 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
	(50) 脊髄性筋萎縮症
	(51) 球脊髄性筋萎縮症
	(52) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
	(53) 肥大型心筋症
	(54) 拘束型心筋症
	(55) ミトコンドリア病
	(56) リンパ脈管筋腫症 (LAM)
	(57) 重症多形滲出性紅斑 (急性期)
	(58) 黄色靱帯骨化症
	(59) 間脳下垂体機能障害 (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)
18歳未満	悪性新生物
20歳未満	慢性腎疾患

備考

- 1 悪性新生物については、18歳になる時点において当該疾病による療養者となっているものが引き続き療養を要する場合は、これを20歳未満まで延長して適用する。
- 2 慢性腎疾患については、20歳になる時点において当該疾病による療養者となっているものが引き続き療養を要する場合は、これを25歳未満まで延長して適用する。